

‘09-8-26

近畿運輸局滋賀運輸支局訪問報告

日 時：'09-8-25（火）13:00～14:00

面談者：野村義明氏（首席運輸企画専門官）、藤原氏（事務官）

当 方：雨宮、橋本、中井、乾

面談目的：現在検討中の自家用車両による乗客移送に関する見解聴取。

面談要旨：

1. 自家用車両による営利目的の客輸送が認められているケースはあるか？  
回答：道路運送法第78条で認可される特例があるが、市町村が自ら申請した場合、福祉目的、過疎地対策の3つのケースに限られる。わが街つくる会の「ぐるっと平野号」は対象外である。
2. 我々が検討中の自家用車両による客輸送については運賃がとれるか？  
見解：自家用車は自分のために走らせるものであり、運賃など金銭の授受は認められない。
3. 株主優待券、買物優遇券、回数券などは金銭の授受対象となるか？  
見解：株主優待券、買物優遇券などは直接の金銭授受対象には該当しないと思われる。回数券は金銭授受対象である。株式会社を設立する場合、目的が客輸送だけであってはならない。また出来るだけ多くの住民が株主になっておくのが好ましい。
4. ランニングコスト確保のため会費制を考えているが留意事項は何か？  
見解：会費を乗車の対価として位置づけないことが必要である。
5. 自家用車を運行させるに当たっての留意事項は何か？  
見解：自家用車が走ることは基本的に行政指導の対象外である。従って、ダイヤを組んだり、停留所を設けたりしても違法ではない。
6. 運輸局としては、わが街つくる会の客輸送事業が行政指導の対象でないことを、例えば株式会社を作った場合等には定款などをみて確認をして行く。

以上の見解のように、自家用車両による客輸送運行形態は実現可能であることが判明した。今後は、次の課題解決へ向けての検討に入りたい。

以上（事務局）